

# 平成27年第7回白鷹町議会定例会 第9日

## 追加変更議事日程

平成27年12月18日（金）午後3時開議

- 日程第 1 請第 8号 戦争法（平和安全保障関連法）の廃止を求める意見書提出の請願  
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 2 請第 7号 TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願  
(産建文教常任委員長報告)
- 日程第 3 請第 9号 山口沖地内の町道路線の認定と道路整備について  
(産建文教常任委員長報告)
- 日程第 4 議第105号 町道路線の認定について
- 日程第 5 議第106号 西置賜地区視聴覚教育協議会の廃止について
- 日程第 6 議第107号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 7 議会運営委員会管外視察研修の結果報告について
- 日程第 8 議員管外研修の結果報告について
- 日程第 9 議員派遣の件
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査について  
(議会運営委員会)

## ○出席議員（14名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 遠藤 幸一 議員  | 2番 笹原 俊一 議員  |
| 3番 佐々木 誠司 議員 | 4番 小口 尚司 議員  |
| 5番 小形 輝雄 議員  | 6番 樋口 与一朗 議員 |
| 7番 田中 孝 議員   | 8番 山田 仁 議員   |
| 9番 奥山 勝吉 議員  | 10番 石川 重二 議員 |
| 11番 佐藤 京一 議員 | 12番 菅原 隆男 議員 |
| 13番 関 千鶴子 議員 | 14番 今野 正明 議員 |

## ○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐	藤	誠	七
副	町長	横	澤		浩
教	育長	岡	田		勉
総	務課長	松	野	芳	郎
税	務出納課長	田	宮		修
企	画政策課長	湯	澤	政	利
企	画主幹	永	野		徹
町	民課長	菅	原		護
健	康福祉課長	齋	藤	春	美
産	業振興課長	齋	藤	重	雄
農	林主幹併 農業委員会事務局長	菅	間	直	浩
建	設水道課長	今	野	秀	一
病	院事務局長	中	村	裕	之
教	育次長	菅	原	良	教
教	育委員長	丸	川	惠	子
監	査委員	小	形	安	弘
農	業委員会会長	樋	口	太	一

○職務のために出席した者の職氏名

議	会事務局長	樋	口		浩
係	長	平	井	正	秋
書	記	佐	藤	圭	子

○開議の宣告

○議長（遠藤幸一） ご参集まことにご苦労さまです。

これより平成27年第7回白鷹町議会定例会9日目の会議を行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（遠藤幸一） 本日の議事日程は、お手元に配付の追加変更議事日程のとおりです。

早速、議事に入ります。

---

○請第8号の報告、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第1、請第8号 戦争法（平和安全保障関連法）の廃止を求める意見書提出の請願（総務厚生常任委員長報告）を議題といたします。

本件につきましては、総務厚生常任委員会に審査の付託をした案件でありますので、総務厚生常任委員長より審査結果の報告を求めます。総務厚生常任委員長、奥山勝吉君。

〔総務厚生常任委員長 奥山勝吉 登壇〕

○総務厚生常任委員長（奥山勝吉） 請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記

受理番号、付託年月日、件名、審査結果の順に朗読いたします。

請第8号、平成27年12月11日、戦争法（平和安全保障関連法）の廃止を求める意見書提出の請願、不採択とすべきもの。

主な理由を申し上げます。

この法律は、戦争をするためにつくられたものと理解していない。

また、戦争法という法案がないというような意見が出ました。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 報告が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

委員長報告が不採択ですので、まず請願原案に対し賛成の方の発言を許します。13番、関 千鶴子さん。

○13番（関 千鶴子） 戦争法（平和安全保障関連法）の廃止を求める意見書提出の請願の趣旨に賛成の立場で討論を行います。

昨年7月1日、歴代の自民党内閣が憲法上認められないとしてきた集団的自衛権の行使が可能であるとの閣議決定をしました。本年9月19日、海外で自衛隊が他国軍を後方支援するといった国際平和支援法の新設、自衛隊法、PKO協力法など、10の法律の改正案を1つにまとめた安全保障関連法を数の力で強行採決し、成立させました。

集団的自衛権の行使とは、日本が直接攻撃を受けていないのに、存続危機事態を口実に同盟国アメリカなど他国が海外で行う軍事行動に日本の自衛隊をいつでも、どこへでも派遣できるというものです。

限定された集団的自衛権の行使だから憲法違反ではないと言っていますが、いくら要件を厳格に限定したとしても、日本が武力攻撃をされていない段階で、さきに相手国に武力攻撃をしかけることは、相手国兵士を殺傷することとなり、その結果、日本が攻撃の標的となる、つまり戦争に巻き込まれることとなります。これでは国民を守るどころか、進んで危機にさらす結果となってしまいます。

武力行使であれ後方支援であれ軍事的にアメリカを支援するということは、日本がテロに巻き込まれる可能性が高くなるといわれます。例えば、2004年3月に300名以上の犠牲者を出したスペインマドリード郊外の列車爆発事件は、スペイン軍がイラクにおいて支援を行ったことによって起こったと言われていています。

集団的自衛権の行使は、日本が直接攻撃を受けたときに反撃を行う権利、個別的自衛権とも切り分けしなければなりません。

このように、戦争やテロに巻き込まれるということをもって、戦争法と呼ぶ由縁がここにあると考えます。

この法の違憲性について、圧倒的多数の憲法学者を初め、元最高裁判事、内閣法制局の元長官までもが憲法違反と断じています。元最高裁判事の濱田邦夫弁護士は、安保関連法案に反対する300人以上の弁護士と学者の共同記者会見を行い、法案について国民の声を無視していると厳しく批判しました。濱田氏は、日本に集団的自衛権を求めるアメリカの狙いは、自国の国民の生命が殺傷されるリスクを日本に転嫁することであり、莫大な軍事費の負担を日本に肩がわりさせることだとし、やがてアメリカ軍とともに全世界の紛争時で自衛隊が活動することになる。憲法9条のもとで日本がこれまで積み上げてきた国際的信用の実績を失うことになると語っています。

最高裁のOBとして後輩への影響を気にして今までは発言を控えてきたが、今言わなければ戦前と同じ後悔をすることになると考え、声を上げる決断をしたとのこと。

戦後70年、戦争体験のある方が少なくなっている今、改めて歴史に学ばなければなりません。圧倒的国民が時の政権の軍国主義に流され戦争への道へ突き進んでいったこと

を、その反省を踏まえて日本国憲法前文には「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とうたい、さらに憲法9条で戦争の放棄を明記してあること。

今、重要なのは軍事力で対抗することではなく、外交で解決していくことに徹する姿勢であり、外交方針をしっかりと確立することではないでしょうか。

町民から付託を受けた議員として、この意見書をめぐる判断は非常に重いものであります。いろいろな立場はあるでしょうが、日本の将来がかかった重要な局面であることをいま一度考えていただくことを呼びかけます。

憲法の平和主義、立憲主義、民主主義が壊れそうな状況にあります。安全保障関連法の違憲性、危険性をしっかりと認識し、廃止を求める意見書に賛同していただきますようお願い申し上げます、請願趣旨賛成の立場の討論といたします。

○議長（遠藤幸一） 次に、請願原案に対し反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 討論終結と認めます。

これより採決いたします。

委員長報告が不採決です。したがって、請願原案について採決します。

請第8号について、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 起立少数。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

---

#### ○請第7号及び請第9号の報告、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第2、請第7号 T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願（産建文教常任委員長報告）及び日程第3、請第9号 山口沖地内の町道路線の認定と道路整備について（産建文教常任委員長報告）は、会議規則第36条の規定により、一括議題といたします。

本件につきましては、産建文教常任委員会に審査の付託をした案件でありますので、産建文教常任委員長より審査結果の報告を求めます。産建文教常任委員長、樋口与一朗君。

〔産建文教常任委員長 樋口与一朗 登壇〕

○産建文教常任委員長（樋口与一朗） 請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第93条第1項の規定により報告します。

## 記

受理番号、付託年月日、件名、審査結果の順に朗読いたします。

請第7号、平成27年12月11日、T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願、不採択とすべきもの。

不採択の主な理由を申し上げます。

基本的にT P Pは前に進めるべきであるということと、今後、状況も変わるかもしれないなどの意見が出ました。そんな中で、賛成少数、よって不採択とすべきものと決しました。

次に、請第9号、平成27年12月11日、山口沖地内の町道路線の認定と道路整備について、採択すべきもの。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 報告が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

これより、日程の順に討論及び採決を行います。

まず、請第7号 T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願について、討論を行います。

委員長報告が不採択ですので、まず請願原案に対し賛成の方の発言を許します。10番、石川重二君。

〔10番 石川重二 登壇〕

○10番（石川重二） T P P交渉についての請願でございますが、私は絶対にこれは撤退すべきものと思っております。

特にこれは日本の農村、農業そのものを破壊することは間違いのない内容となっており、そして、それに関連するいろいろな状況を勘案して見まするに、今後この流れの中で日本に外国産の安い農産物が流れ込んでくるようになれば、まずもって大変なものは、例えば山形県は米沢牛があつて、これは大丈夫だという声もあるんです。しかし、それはそれで安い牛肉が入ってきたり、豚肉が入ってきたりしますと、日本人はもともと安い製品に目が行く国民性といったらいいのかと思いますが、まず安い農作物、牛肉などにも成長ホルモン剤が大量に入っていたり、いろいろと我々国民の健康を破壊する非常に恐ろしい問題点を含んでおります。

この成長ホルモンあるいは農産物、トウモロコシ等への成長促進剤、いろいろなものを見てみますと、発がん物質が多く、国民の中のがん等の恐ろしい健康の悪化が進められる危険性を持っております。

特に、その中でアメリカそして多国籍企業が狙っているのは、何といたっても日本のお金であります。

そして今、T P P 関連の中で進められている作業の一つが J A の各県、都道府県一本化という構想もありますが、これも全て T P P の地ならしでございます。やがて、これらを株式会社化させ、そしてそれをアメリカの大企業が買収すると、そういう日程を狙っているようであります。

その代表例が、小泉総理の時代に郵政民営化を行いました。今、保険その他が全てアメリカ製品の保険が日本郵政で販売されているという事実があります。そのお金は約 350 兆円です。それに重ねて農協を今後、株式会社化させ、それを何とかしようという流れの中で狙っているのは、J A の信用と J A バンク、J A 共済等の農協マネーであります。150 兆円、喉から手が出るほど欲しい、そういう物件のようではありますが、これらを何としても物にしたいという流れの中で今、動いているようであります。

どうしてもこのような危険な T P P 交渉からはみずから撤退し、そして本気になって地元の白鷹町の農村、農民の生活を守り、国の基本を守るべき課題だと思っております。断固として T P P に反対し、その交渉から撤退すべきものと思っております。

以上です。

○議長（遠藤幸一） 次に、原案に対し反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 討論終結と認めます。

これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

請第 7 号について、委員長報告は不採決です。したがって、請願原案について採決いたします。

請第 7 号について、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 起立少数。よって、本件は不採択と決しました。

次に、請第 9 号 山口沖地内の町道路線の認定と道路整備について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

請第 9 号について、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。

---

○議第 105 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第4、議第105号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

集落内の生活安全確保等により町道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

なお、詳細につきましては、建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） ご説明申し上げます。

議第105号 町道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を認定する。

1. 認定する路線

番号、路線名、起点、終点の順に申し上げます。

882、木之下線、高玉字木之下3711、高玉字木之下3712

次に、路線の概要をご説明申し上げます。

裏面をごらんください。

本路線の位置につきましては、西高玉地内の西高玉桜美館から主要地方道長井白鷹線を長井方向へ約100メートルほど南下した付近から西側へ入る法定外道路、いわゆる里道でございます。

起点は主要地方道長井白鷹線に接し、終点は町道木之下熊ノ目線まで延長約70メートルの路線でございます。

本路線の沿線には2軒の住宅がありまして、高齢者の方がいらっしゃることから、冬期間等の緊急自動車類の対応など集落内での自立した日常生活や社会生活の安定確保を図るため、西高玉地区から町道認定の要望があったものでございます。

認定基準につきましては、白鷹町町道認定及び整備に関する要綱第3条第1項第3号の、道路の起点または終点が国道、県道もしくは町道のいずれかに連絡することに該当する路線となるものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕



○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第105号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第5、議第106号 西置賜地区視聴覚教育協議会の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

西置賜地区視聴覚教育協議会を廃止することについて、地方自治法第252条の6の規定により、議決を求めようとするものであります。

なお、詳細につきましては、教育次長より説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、菅原良教君。

○教育次長（菅原良教） ご説明を申し上げます。

議第106号 西置賜地区視聴覚教育協議会の廃止について。

地方自治法第252条の6の規定により、平成28年3月31日をもって西置賜地区視聴覚教育協議会を廃止する。

内容について、概要をご説明申し上げます。

本協議会の廃止につきましては、9月に開催いたしました産建文教常任委員会の所管事務調査等でも報告をさせていただいているところでございますけれども、時代の変遷を経まして、視聴覚教材等が安価になっているということなどから、共同購入をする意味が薄れてきているという状況でございます。

また、テレビなりDVD、インターネットなどの視聴覚教材の充実、普及によりまして、協議会の教材の依存も減少をしているといった中でありまして、視聴覚教育協議会の委員会の中で今後の運営のあり方について検討を重ねた結果、28年3月31日付で廃止する方向性を打ち出したということでございます。

この協議会につきましては、地方自治法の第252条の2の規定によりまして、昭和42年1月12日に設立をした協議会ということでございますので、廃止に当たりましては構成市町の議会の議決が必要であるというようなことから提案をさせていただいているものでございます。

協議会の廃止後につきましては、教材自体は長井市へ、機材については各市町に分配

となりますけれども、貸し出し等についてはこれまで同様に継続をしていくということ  
でございまして、引き続き視聴覚教育の推進を図っていくというようなことにござ  
います。

なお、協議会廃止後の事務につきましては、関係市町で協議をして継承する市町を決  
定するということになってございますが、今後、長井市が行う方向で協議する予定とな  
ってございます。この場合、決算認定等も長井市議会で行うということになりますので、  
ご承知おきをいただきたいと思います。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第106号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

---

#### ○議第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第6、議第107号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第  
4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、高齢者世帯等の経済的負担の軽減を図るための福祉灯油券助成  
事業について対応が必要なことから、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、県支出金及び繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ318万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ82億1,408  
万6,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく決定賜り  
ますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

議第107号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）。

平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ318万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億1,408万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

説明書の3ページをお開きいただきたいと思います。

2 歳入。

款項目、補正額及び計を申し上げます。

14款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金、155万円、2,910万4,000円。灯油購入費助成事業費補助金でございまして、補助率2分の1でございまして。

18款1項1目繰越金、163万1,000円、5億9,324万9,000円。一般財源として充当するものでございまして。

続いて、3 歳出でございまして。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、318万1,000円、2億2,698万6,000円。内容につきましては、1世帯5,000円の福祉灯油券を交付するものでございまして、交付世帯につきましては、620世帯を見込んでいるものでございまして。扶助費として310万円を計上いたすものでございまして。

以上でございまして。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。なければ、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議がないので、採決いたします。

議第107号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議会運営委員会管外視察研修の結果報告について

○議長（遠藤幸一） 日程第7、議会運営委員会管外視察研修の結果報告について（議会運営委員長報告）を議題といたします。

研修結果の報告を求めます。議会運営委員長、関 千鶴子さん。

〔議会運営委員長 関 千鶴子 登壇〕

○議会運営委員長（関 千鶴子） 議会運営委員会管外視察研修の結果報告を行います。

平成27年第6回白鷹町議会定例会における議決に基づき、議会運営委員会管外視察研修を実施したので、その結果について報告いたします。

記

1. 研修期日及び場所

平成27年9月28日から29日

岩手県矢巾町、葛巻町

2. 参加者

議会運営委員会委員6名、議長

3. 研修目的

通年議会及び議会活性化等について

終わりに朗読をもって、報告にかえさせていただきます。

終わりに。

平成21年12月議会に「白鷹町議会活性化特別委員会」を設置して以来、議会審議のあり方や情報公開のあり方などについて協議を重ねてきた。この度の研修は、いずれも議会基本条例の制定と通年議会制を導入している岩手県内の2自治体で、人口が比較的多い矢巾町と少ない葛巻町を視察した。いずれも議会基本条例の制定と通年議会制を導入している。議会基本条例は、議会活動の拠り所となるものであり、通年議会制は、一般的な年4回を会期とする自治体と比べると予算・契約などが期間を待たずに決定されるなど今後検討するに値するものと思われる。

本町議会においては、一問一答・議会のネット中継・各委員会の傍聴、予算特別委員会の通年制などは他に先駆けて実施してきた。議会活性化特別委員会の動きもあり「通年議会制の導入」や「議会基本条例の制定」などは大いに参考にさせていただきたい。

何のための「議会の活性化」なのかを議論し、それぞれの町にあった議会運営を図ることが重要であること、そしてリーダーシップによるスピーディーな実行性が感じられる研修であった。

この研修の成果を今後の議会運営に生かし、より町民の皆様の負託にこたえられるよう研鑽を積んでまいりたい。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 報告が終わりました。

お諮りいたします。議会運営委員会管外視察研修については、ただいまの研修結果報告をもって終了としたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本件は研修結果報告をもって終了

することに決しました。

---

### ○議員管外研修の結果報告について

○議長（遠藤幸一） 日程第8、議員管外研修の結果報告について（議員管外研修団団長報告）を議題といたします。

研修結果の報告を求めます。議員管外研修団団長、小形輝雄君。

〔議員管外研修団団長 小形輝雄 登壇〕

○議員管外研修団団長（小形輝雄） 議員管外研修の結果報告を行います。

1. 研修期日及び場所

平成27年10月14日から16日まで

長野県下條村及び岐阜県郡上市明宝地区

2. 参加者

議員14名

3. 研修目的

人口減少対策並びに若者定住対策（少子化対策）について

地域住民、民間組織が主体となる地域づくりの取り組みについて

なお、最後のページの終わりにの朗読をもって、報告にかえさせていただきます。

2014年5月に日本創成会議・人口減少問題検討分科会の報告「成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」」（通称「増田レポート」）が発表されました。それは、2040年までに全国の市町村の半数が消滅する可能性があるというものであり、その内容に一様に大きなショックと危機感を持ったものです。

そのような中、この度、視察研修に訪れた長野県下條村、岐阜県郡上市明宝地区は共に過疎の村、地区でしたが、それぞれ、様々な発想を駆使して元気に実践している先進地だった。

下條村にあっては、保育料の引き下げ、医療費の無料化を高校卒業まで拡大するなどの画期的な施策の実施や若者定住促進住宅の建設整備など、若者が子育てしやすい環境を提供することによって、移住者の増加と合計特殊出生率が1.97人という成果を導いている。

また、明宝地区にあっては第3セクターによる事業展開から、ブランド品が生み出され、地域経済の活性化と雇用、産業の創出に大きく貢献していた。そして、地区民の自発的行動によってNPOをはじめとする様々な団体が地域づくりのために豊かな発想の下、官民協働で特色ある事業を展開している。

当町にあっても、人口減少が現実問題となっている状況下にあって、町民と町行政が一体となって活気ある町・地域づくりを推進・実践し、町民の福祉の向上に努めていく必要があると改めて感じた。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 暫時休憩をいたします。

休 憩 （午後3時42分）

---

再 開 （午後3時54分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開をいたします。

ここで、議員管外研修結果報告について、小形団長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。議員管外研修団団長、小形輝雄君。

〔議員管外研修団団長 小形輝雄 登壇〕

○議員管外研修団団長（小形輝雄） ただいまの報告の中で文面に間違いがありましたので、2ページをお開き願いたいと思います。

平成26年度財政指数の実質公債費比率の白鷹町分13.3%となっておりますけれども、10.3%の誤りでありました。訂正しておわびを申し上げます。大変失礼申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 報告が終わりました。

お諮りいたします。議員研修については、研修団団長報告のとおり研修結果報告をもって終了としたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本件は研修結果報告をもって終了することに決しました。

---

#### ○議員派遣の件

○議長（遠藤幸一） 日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

内容を議会事務局長に説明いたさせます。議会事務局長、樋口 浩君。

○議会事務局長（樋口 浩） 議員派遣の件。

白鷹町議会会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1. まちづくり複合施設等整備特別委員会視察研修

（1）目的 公共建築物への地域産材の利用について

（2）派遣場所 鶴岡市

（3）期間 平成28年1月22日

（4）派遣議員 まちづくり複合施設等整備特別委員会委員及び議長

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、質疑、討論を省略、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議がないので、採決いたします。

議員派遣の件については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

---

○委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（遠藤幸一） 日程第10、委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件については、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

○閉会の宣告

○議長（遠藤幸一） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成27年第7回白鷹町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会

〈午後3時59分〉